

9月は大豊町ゆたかな

○森林所有者へのお願い

以下のような場合には、あらかじめ届け出が必要です。

●森林を伐採するとき

(伐採の90日から30日前までに町に届け出)

届け出に必要なもの

1. 伐採及び伐採後の届出書
 2. 伐採位置と範囲が分かる図面
 3. 届出者の身分証明ができる書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、法人番号が記載された書類など)
 4. 他法令の許可関係書類(該当する場合のみ)
 5. 届出者に土地所有権または造林権原があることが分かる書類の写し(固定資産税納税通知書、売買契約書、登記事項証明書など)
 6. 伐採に係る同意書、承諾書(届出者が土地所有者ではない場合)
 7. 隣接森林との境界関係書類(①境界に隣接しない場合②境界が明らかな場合③誓約書の提出等により届け出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合は不要)
- ※保安林の場合は、届け出先が高知県となります。様式も異なりますのでご注意ください。

●森林所有者となった場合

(所有した日から90日以内に町に届け出)

届け出に必要なもの

1. 森林の所有者届出書
 2. 当該土地の登記事項証明書その他の届け出の原因を証明する書面
 3. 当該土地の位置を示す図面
- ※2と3は法務局で請求し、取得することができます。

○森づくりに関する支援(補助事業)

- 生活環境維持、または農地環境改善(木が家に倒れかかっている・日照不足など)のため自伐林家等に委託する里山林等の整備

●補助金額:上限30万円

申請時必要なもの

1. 見積書
 2. 実施箇所が分かる写真
- ※上記の他、諸条件ありますので詳細はお問い合わせください。

※補助対象事業費は、税抜き価格とする

問い合わせ 産業建設課 産業振興班

- 集落単位で道やテレビ共同受信施設の支障木を伐採する

●補助率等:総事業費の30万円までは100%、30万円を超えた部分は95%/1集落上限50万円

●年度につき1回限り

申請時必要なもの

1. 見積書
2. 集落の議事録(事業実施を決めたもの)
3. 委託業者の作業全員分の「伐木等の業務に係る特別教育終了証」などの写し
4. 現場に作業員以外が立ち入らない旨の誓約書
5. 実施箇所が分かる地図

※補助対象事業費は、税込み価格とする

- ゆたかな森づくりを推進し、集落などが行う森林と親しむための事業(山登りの際のお弁当など)

●補助率等:総事業費の95%/1団体上限10万円

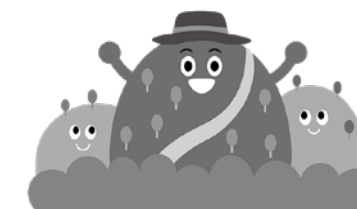
●複数集落でも単独集落でも可能

●年度につき1回限り

※補助対象事業費は、税込み価格とする

問い合わせ 総務課 総務防災班

森づくり月間です



大豊町では、森林環境、森林整備、森林経営等を次の世代に継承するため、ゆたかな森づくりに関し基本理念を定め、ゆたかな森づくりを推進しています。

○森林の持つ多面的機能について

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深く関わっています。

1 水源かん養機能

洪水緩和、水資源貯留、水量調整、水質浄化

2 土砂災害防止機能／土壌保全機能

表面浸食防止、表層崩壊防止、土砂流出防止等

3 快適環境形成機能

気候緩和、大気浄化、快適生活環境形成

4 文化機能

景観、学習・教育、伝統文化等

5 物質生産機能

木材、食糧、肥料、薬品その他の工業原料等

6 地球環境保全

地球温暖化の緩和、地球気候システムの安定化

7 保健・レクリエーション機能

療養、保養、レクリエーション

8 生物多様性保全

遺伝子保全、生物種保全、生態系保全